

香川県広域水道企業団職員等の旅費に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

香川県広域水道企業団企業管理規程第 6 号

香川県広域水道企業団職員等の旅費に関する規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団職員等の旅費に関する規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第 1 章 総則 <u>（第 1 条—第 7 条）</u> 第 2 章 内国旅行の旅費 <u>（第 8 条—第 19 条）</u> 第 3 章 外国旅行の旅費 <u>（第 20 条）</u> 第 4 章 雑則 <u>（第 21 条—第 24 条）</u> 附則 第 1 章 略 （用語の意義） 第 2 条 略 （1）～（3） 略 <u>（4） 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は企業長若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。</u> <u>（5） 赴任 新たに採用された職員で企業長が定めるものがその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員で企業長が定めるものがその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。</u>	目次 第 1 章 総則 <u>（第 1 条—第 12 条）</u> 第 2 章 内国旅行の旅費 <u>（第 13 条—第 24 条）</u> 第 3 章 外国旅行の旅費 <u>（第 25 条）</u> 第 4 章 雑則 <u>（第 26 条—第 28 条）</u> 附則 第 1 章 総則 （用語の意義） 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（3） 略 <u>（4） 県内旅行 内国旅行のうち出発地及び全ての目的地が同一の都道府県の区域内にある旅行をいう。</u> <u>（5） 県外旅行 内国旅行のうち県内旅行以外の旅行をいう。</u> <u>（6） 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行することをいう。</u> <u>（7） 赴任 企業団の要請に基づき国若しくは他の地方公共団体等の職員から引き続いて採用された職員その他の職員で企業長が定めるものがその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員であって、企業長が定めるものがその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。</u>

(6) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(7) 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

(8) 略

(旅費の支給)

第3条 略

2～6 略

(8) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又は遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

(9) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(10) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この規程において「何々地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する全地域を含む。）をいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、その職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、その職員

(2) 企業長が定める職員が退職した場合において、その職員がその退職の日の翌日から1月以内にその居住地を出発して帰住したときには、その職員

(3) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に死亡した場合には、その職員の遺族

(4) 職員が死亡した場合において、その職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときには、その遺族

3 略

4 企業団が設置した委員会、審議会、協議会その他これに準ずるものの役職員が公務のため旅行した場合には、旅費を支給する。

5 職員又は職員以外の者が、企業団の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、旅費を支給する。

6 第1項、第2項及び前2項の規定に該当する場合を除くほか、法令又は条例に特別の定めがある場合その他企業団経費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

7 次に掲げる場合には、その旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で企業長が定めるものを旅費として支給することができる。

(1) 第1項、第2項及び前3項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等（旅行命令又は旅行依頼をいう。同条及び第5条において同じ。）を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合

(2) 第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合

(3) 第1項並びに第2項第1号及び第2号の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について第15条、第17条第1項及び第18条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、次に掲げる事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で企業長が定める金額を旅費として支給することができる。

(1) 旅行中の天災又は交通事故その他の当該者の責めに帰することができない事情

(2) 前項第3号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

(旅行命令等)

第4条 前条第1項、第4項又は第5項の規定に該当する旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行われなければならない。

7 第1項、第2項及び前3項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、その扶養親族を含む。次項において同じ。）が、その出発前に旅行命令等（旅行命令又は旅行依頼をいう。以下同じ。）を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において、その旅行のため既に支出した金額があるときは、その金額のうちその者の損失となった金額で企業長が定めるものを旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他企業長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で企業長が定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 前条第1項、第4項又は第5項の規定に該当する旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行われなければならない。

2・3 略

- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）にその旅行に関し必要な事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をし、これを通知するいとまがない場合には、口頭により、旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すことができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に通知しなければならない。
- 5 前項の規定による旅行命令簿等の通知については、香川県広域水道企業団行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第8号）第3条の規定は、適用しない。

6・7 略

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 略

（旅費の種目及び内容）

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後手当及び家族移転費とし、これらの内容については、第8条から第17条までに定める。

2 略

- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更し、又は取り消す必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更し、又は取り消すことができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）にその旅行に関し必要な事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等にその旅行に関し必要な事項の記載又は記録をし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により、旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すことができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等にその旅行に関し必要な事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。
- 5 前項の規定による旅行命令簿等の提示については、香川県広域水道企業団行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第8号）第3条の規定は、適用しない。

6・7 略

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更又は取消しの申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 略

（普通旅費の種類）

第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食事料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に定める種目及び内容に基づき、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）の旅行（以下「陸路旅行」という。）について、実費額又は路程に応じ1キロメートル当たりの定額により支給する。
- 6 日当は、県内旅行以外の旅行について、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 8 食事料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

(特殊旅費の種類)

- 第7条 特殊旅費の種類は、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。
- 2 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。
 - 3 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、実費額又は定額により支給する。
 - 4 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

(旅費の計算)

第8条 旅費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第9条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、路程400キロメートルについて1日の割合をもって計算した日数を超えることができない。計算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

第10条 旅行者が、同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地

第2章 略

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他企業長が定めるものをいう。次項及び第11条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台特急

(4) 座席指定料金

域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地域に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する

第11条 1日の旅行において、日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分とそれ以後の分に区分して計算する。

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第13条 鉄道賃の額は、県外旅行にあつては乗車に要する旅客運賃（以下この項において「運賃」という。）並びに次に掲げる急行料金、特別車両料金及び座席指定料金によるものとし、県内旅行にあつては運賃及び第1号に掲げる急行料金によるものとする。

(1) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金

(2) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座

(5) 特別車両料金（企業長が定める者に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最下級（企業長が定める者が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(船賃)

第9条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他企業長が定めるものをいう。次項及び第11条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（企業長が定める者に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最下級（企業長が定める者が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

席指定料金

- 2 前項第1号に規定する急行料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で当該特別急行列車又は普通急行列車の乗車区間が片道50キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

- 3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で当該特別急行列車又は普通急行列車の乗車区間が片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第14条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第10条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他企業長が定めるものをいう。次項及び次条第1条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最下級（企業長が定める者が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第3号に掲げるその他の移動に直接要する費用であって、実費額によることができない費用の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車等（道路運送車両

(航空賃)

第15条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第16条 車賃の額は、実費額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費額によることができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とする。

2 職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車のうち企業長が定めるものをいう。以下同じ。）を運転して旅行した場合における車賃の額は、前項の規定にかかわらず、路程1キロメートルにつき20円とする。

3 第1項ただし書又は前項の規定による車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

4 前3項に規定するもののほか、旅行者が陸路旅行において公務上の必要によりやむを得ず有料の道路又は有料の駐車場を利用し、その料金を負担したときは、当該料金に相当する額として企業長が定める額を車賃として支給する。

法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車のうち企業長が定めるものをいう。）を運転して旅行した場合 路程1キロメートルにつき20円

（2） 前号に掲げる場合以外の場合 路程1キロメートルにつき37円

3 前項の規定による費用の額は、全路程を通算して計算する。この場合において、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（宿泊費）

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して企業長が定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として企業長が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜につき2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費が次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

（1） 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 1,600円

（2） 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 800円

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前項の規定にかかわらず、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、800円とする。

4 旅行者が、旅行中その住所又は居所若しくはこれに相当する場所に宿泊する場合は、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（日当）

第17条 日当の額は、別表第1の定額による。

（宿泊料）

第18条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

（食事料）

第19条 食事料の額は、別表第1の定額による。

2 食事料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り、支給する。

(転居費)

第15条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第17条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して企業長が定める方法により算定される額とする。

(着後手当)

第16条 着後手当の額は、次に規定する額による。

(1) 赴任後直ちに自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）に入居できない場合その他の特別の事情がある場合には、当該特別の事情がある期間に係る宿泊手当及び宿泊費に相当する額。ただし、1回の赴任につき宿泊手当の5夜分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の区分に応じた宿泊費の5夜分を超えることができない。

(2) 略

(家族移転費)

第17条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、

(移転料)

第20条 移転料の額は、次に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じて、県内から県外へ又は県外から県内若しくは県外へ赴任したときは別表第2の定額による額、県内から県内へ赴任したときは別表第3の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することのできる同号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる

(着後手当)

第21条 着後手当の額は、次に規定する額による。

(1) 赴任後直ちに自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）に入居できない場合その他の特別の事情がある場合には、当該特別の事情がある期間に係る日当及び宿泊料に相当する額。ただし、1回の赴任につき別表第1の日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分を超えることができない。

(2) 赴任に伴い自ら居住するための住宅を借り受けるために礼金又は仲介手数料（家賃又は敷金に相当するものを除く。以下この号において同じ。）を支払った場合には、当該礼金又は仲介手数料に相当する額。ただし、1回の赴任につき5万5,000円を超えることができない。

(扶養親族移転料)

第22条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。

次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額
- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(退職者等の旅費)

第18条 第3条第2項第1号又は第2号の規定により支給する旅費は、同項第1号の規定により支給する旅費にあっては退職等の日の翌日から3日以内における当該退職等に伴う旅行について、同項第2号の規定により支給する旅費にあっては同号に規定する期間内における当該退職に伴う帰住について、出張又は赴任の例に準じて企業長が定めるものとする。

- (1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額
- ア 12歳以上の者については、その移転の際における、その者の航空賃及び車賃の実費額並びに職員相当の鉄道賃及び船賃（以下「鉄道賃等」という。）の全額並びに日当、宿泊料、食料及び着後手当（以下「日当等」という。）の3分の2に相当する額
- イ 12歳未満6歳以上の者については、その移転の際における、その者の航空賃及び車賃の実費額並びに職員相当の鉄道賃等の2分の1に相当する額及び日当等の3分の1に相当する額
- ウ 6歳未満の者については、その移転の際における、その者の航空賃及び車賃の実費額並びに職員相当の日当等の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃等の2分の1に相当する金額を加算する。
- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第20条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、同号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について同号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。
- 2 前項第1号アからウまでの規定により日当等の額を計算する場合において、円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなす。

(退職者等の旅費)

第23条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 企業長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第19条 第3条第2項第3号又は第4号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて企業長が定めるものとする。

第3章 略

第20条 略

第4章 略

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費
ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3日以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

2 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じて計算した旧在勤地から帰住地までの前職務相当の旅費を支給する。

(遺族の旅費)

第24条 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第10号に掲げる順序による。同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、第22条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第3章 外国旅行の旅費

第25条 略

第4章 雑則

(旅費の支給額の上限)

第21条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含み、第11条第2項に規定する費用を除く。）に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条（第11条第2項及び第3項を除く。）及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後手当及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第12条、第13条、第15条、第16条及び第17条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第22条 企業長は、旅行者が企業団以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この規程の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 略

第23条・第24条 略

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(旅費の調整)

第26条 企業長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この規程の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 略

第27条・第28条 略

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 内国旅行に係る鉄道賃及び船賃の額については、企業長が定める内国旅行（公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。）のため支給するものを除き、当分の間、第13条第1項中「次に」とあるのは「第1号及び第3号に」と、「急行料金、特別車両料金」とあるのは「急行料金」と、同項第3号中「第1号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料

金」とあるのは「第1号に規定する急行料金」と、第14条第1項中「次に」とあるのは「第1号から第4号まで及び第6号に」と、「寝台料金及び特別船室料金」とあるのは「及び寝台料金」と、同項第1号中「上級」とあるのは「中級」と、同項第2号中「上級」とあるのは「下級」と、同項第6号中「前各号に」とあるのは「第1号から第4号までに」として、これらの規定を適用する。

別表第1（第17条―第19条関係）

日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）		食事料（1夜につき）
	甲地方	乙地方	
2,200円	10,900円	9,800円	2,200円

備考 宿泊料の欄中「甲地方」及び「乙地方」とは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の1備考に規定する甲地方及び乙地方をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

別表第2（第20条関係）

県外移転料

陸路50キロメートル未満	陸路50キロメートル以上100キロメートル未満	陸路100キロメートル以上300キロメートル未満	陸路300キロメートル以上500キロメートル未満	陸路500キロメートル以上1,000キロメートル未満	陸路1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	陸路1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	陸路2,000キロメートル以上
126,000円	144,000円	178,000円	220,000円	292,000円	306,000円	328,000円	381,000円

備考 路程の計算については、水路4分の1キロメートルをもって陸路1キロメートルとみなす。

別表第3（第20条関係）

県内移転料

陸路10キロメートル未満	陸路10キロメートル以上50キロメートル未満	陸路50キロメートル以上100キロメートル未満	陸路100キロメートル以上300キロメートル未満	陸路300キロメートル以上

	一トール未満	メートル未満	ロメートル未満	
45,000円	89,000円	101,000円	127,000円	139,000円

備考 路程の計算については、水路4分の1キロメートルをもって陸路1キロメートルとみなす。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の香川県広域水道企業団職員等の旅費に関する規程（以下この項及び次項において「新旅費規程」という。）の規定は、この規程の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に新旅費規程第2条第4号に規定する旅行命令権者が新旅費規程第3条第7項第1号に規定する旅行命令等を発する旅行及び同条第6項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の香川県広域水道企業団職員等の旅費に関する規程（以下この項及び次項において「旧旅費規程」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧旅費規程第3条第7項に規定する旅行命令等を発した旅行及び同条第6項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧旅費規程第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧旅費規程第3条第7項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新旅費規程第2条第4号に規定する旅行命令権者が新旅費規程第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新旅費規程の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 新旅費規程第3条第7項及び第8項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧旅費規程第3条第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。